

改正後
所得税の控除限度額の100分の18

(シ) 配当割額又は株式譲渡所得割額の控除における割合
100分の68

改正前
100分の68

(優遇税率適用の間は3分の2)

改正後
5分の3

平成20年度分から適用

▼住宅借入金等特別控除の調整措置

平成19年分以降の所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用がある者(平成11年から平成18年までに入居した者に限る。)のうち、所得税及び個人住民税の税率区分の変更に伴い、所得税が減税となることにより住宅借入金等特別控除額が所得税額から引ききれない場合は、翌年度分の個人住民税から減額する措置を行なう。

▼地震保険料控除の創設

損害保険料控除を改組し、居住者等の有する居住用家屋・生活用動産を保障または共済の目的とし、かつ、地震などを原因とする火災などによる損害に起因して保険金または共済金が支払われる地震保険契約に係る保険料などを次のとおり総所得金額などから控除する。

(ア) 地震保険料(地震などによる損害部分のみ)

保険料の支払額のうち地震保険料の支払額×2分の1(最高2万5千円)

(イ) 長期損害保険料の経過措置(ただし、平成18年12月31日までに契約したものに限り、(ア)を除く)

保険料の支払額が5,000円以下は全額

保険料の支払額が5,000円から15,000円までは

保険料の支払額×2分の1+2,500円

保険料の支払額が15,000円を超えて100,000円(ア)および(イ)の両方

アとイの合計額(最高25,000円)

市たばこ税

税率の改定

平成18年7月1日から適用

改正前
紙巻たばこ2,977円

紙巻たばこ3,298円

旧3級品の紙巻たばこ1,564円

※1,000本につき

固定資産税

耐震改修促進税制の創設(耐震改修をした既存住宅に係る固定資産税の減額措置)

昭和57年1月1日以前の住宅について耐震改修をした場合、減額する措置が講じられます。

平成18年から21年末までに実施した場合、3年度分、平成22年から24年末までに実施した場合、2年度分、平成25年から27年末までに実施した場合、1年度分、税額(120㎡相当分)が2分の1減額となります。

平成18年度から平成20年度まで

土地に係る固定資産税の税負担調整措置

負担水準の低い土地について均衡化をいっそう促進するため、平成18年度から20年度までの税負担の調整措置が表のとおり、講じられます。

負担調整 (H.18~H.20)

特定市街化農地 一般住宅 小規模住宅	負担水準	負担調整
	1.0超	本則課税標準額(注1)
	0.8~1.0	前年度課税標準額
	0.2~0.8未満	前年度課税標準額+評価額の5%(注2) ただし、本則課税標準額(注1)の80%を上回る場合は、80%相当額
~0.2未満	本則課税標準額(注1)の20%	

負担調整 (H.18~H.20)

非住宅等	負担水準	負担調整
	0.7超	評価額×0.7
	0.6~0.7	前年度課税標準額
	0.2~0.6未満	前年度課税標準額+評価額の5% ただし、本則課税標準額(注1)の60%を上回る場合は、60%相当額
~0.2未満	本則課税標準額(注1)の20%	

調整区域農地・生産緑地	負担水準	負担調整率
	0.9~	1.025
	0.8~0.9	1.05
	0.7~0.8	1.075
~0.7	1.1	

(注1) 本則課税標準額(地方税法の本則で定められた課税標準額をいう。)は、次のとおりです。
小規模住宅は、評価額×1/6
一般住宅は、評価額×1/3
特定市街化区域農地は、評価額×1/3
非住宅等・調整農地・生産緑地は、評価額となります。
(注2) 小規模住宅の場合は、評価額×1/6の5%、一般住宅・特定市街化農地の場合は、評価額×1/3の5%となります。
※前年度課税された土地の課税標準額です。ただし、地目変更等がされた場合、前年度課税標準額と相違があります。

都市計画税

平成18年度から平成20年度まで土地に係る都市計画税の税負担の調整措置

固定資産税と同様に負担調整措置が講じられます。

(参考) 地方税法の改正

平成18年度分から適用

▼人的非課税の範囲の見直し

65歳以上の者のうち、前年の合計所得金額が125万円以下の者に対する非課税措置を廃止する。

(平成17年1月1日において65歳以上に達していた者の税額を平成18年度分については3分の2減額、平成19年度分については3分の1減額する。)

定率減税の縮減

平成18年6月徴収分から適用
定率減税を2分の1に縮減する。

個人住民税所得割額の7.5%相当額(7.5%相当額が2万円を超える場合は2万円)

問合せ先

両務グループ
☎52-1111(内線244・247)